

鹿嶋市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

第1 趣旨

この基準は、鹿嶋市議会議長が対外的な交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出項目、支出範囲、支出額及びその他必要な事項とその公表に関して定めるものとする。

第2 支出の相手方

鹿嶋市議会及び鹿嶋市と行政上密接な関係にあるか、市政へ貢献のあった者又は団体

第3 支出項目及び支出範囲

交際費の支出項目及び支出範囲は、以下に掲げるものとする。

(1) 祝金

広く市民を対象として開催する、スポーツ又は文化に関する行事、記念式典及び祝賀会等

(2) 会費

①会費を必要とする会議、会合、研修会及び飲食を伴う場合の参加費

②市政運営上有益な活動をしている各種団体等の構成員となった際の会費

(3) 弔慰

市政功労者又は市政関係者等やその親族が死亡した際の香料及び花環代

(4) 見舞

市政功労者又は市政関係者等が7日以上入院加療を受けた際

(5) 協賛・賛助金

市政運営上有益な活動をしている団体又は個人への協賛又は賛助金

(6) その他

上記基準以外で議長が特に必要と認めたもの

第4 支出範囲及び支出額

交際費の支出範囲と支出額については、別表1のとおりとする。

第5 公表

交際費の公表については、鹿嶋市個人情報保護条例（平成15年鹿嶋市条例第1号）の例にならい個人情報の保護に十分配慮し、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出年月日 (2) 支出区分 (3) 支出金額 (4) 支出内容

2 公表は、支出の翌月に市議会のホームページに掲載することにより行うものとする。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

この基準は平成24年4月1日から適用するものとする。

別表 1

(1) 祝金

支出範囲	支出金額
①記念式典・行事・スポーツ活動・地域イベントなど	会費相当額又は 5,000 円以内
②顕彰・表彰に伴う式典, 開業・出版・竣工・除幕式など	

(2) 会費

支出範囲	支出金額
①会費を必要とする会議・会合・研修会等及び飲食を伴う場合の参加費	会費相当額又は 5,000 円以内
②市政運営上有益な活動をしている各種団体等の構成員となった際の会費	会費額

(3) 弔慰及び(4) 見舞

支出範囲		支出金額			
		弔慰		見舞	
		香料	花環	(7日以上入院)	
鹿嶋市に功績のあった者	本人	5,000 円~10,000 円	1 基	5,000 円	
市議会議員・県議会議員・国会議員	現職	本人	10,000 円	1 基	5,000 円
		親族	5,000 円	1 基	
	元職	本人	5,000 円~10,000 円	1 基	
鹿嶋市特別職の職員で常勤の者 (市長・副市長・教育長)	現職	市長・副市長・教育長	10,000 円	1 基	
		親族	5,000 円	1 基	
	元職	市長・副市長・教育長	5,000 円	1 基	
各行政機関の委員 (農業委員会委員, 教育委員会委員, 監査委員, 選挙管理委員会委員, 固定資産評価委員会委員, 公平委員会委員)	現職	本人	10,000 円		
		親族	5,000 円		
	元職	本人	5,000 円		
行政から委嘱を受けた委員等で議長が特に必要と認めた者 (行政委員, 各審議会等の委員)	現職	本人	5,000 円~10,000 円		
		親族	5,000 円		
各種団体の役員で, 議長が特に必要と認めた者	現職	本人	5,000 円		
		親族	5,000 円		
他の市町村議会の正副議長, 市町村長及び副市町村長, その他関係機関の役員等で, 議長が特に必要と認めた者	現職	本人	10,000 円		
		親族	5,000 円		

*親族とは, 配偶者, 一親等血族及び同居の一親等姻族をいう。

(5) 協賛・賛助金

支出範囲	支出金額
市政運営上有益な活動をしている団体又は個人	5,000 円以内

(6) その他

支出範囲	支出金額
上記基準以外で議長が特に必要と認めたもの	相当額